

訂正表

第二百七十三号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

訂正後	訂正前
<p>第十一条の三第一項第一号中「三十万六千九百元」を「三十一万五千二百円」に改める。</p> <p>第二十一条第三項中「六千円」を「六千五百円」に改める。</p> <p>第二十四条第二項の表中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百」を「百分の百五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の六十七・五」を「百分の七十」に、「百分の百」を「百分の百五」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に改める。</p> <p>附則</p> <p>第二条 この条例による改正後の学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第二十一条第三項、第二十四条第二項及び第三項並びに第二十四条の二第二項の規定を除く。）は令和六年四月一日から、改正後の条例第二十四条第二項及び第三項並びに第二十四条の二第二項並びに附則第五条及び第六条の規定は同年十二月一日から適用する。</p> <p>2 改正後の条例第二十一条第三項の規定は、令和六年四月一日から始まる宿日直勤務から適用し、同日前から始まる宿日直勤務については、なお従前の例による。</p>	<p>第十一条の三第一項第一号中「三十万六千九百元」を「三十一万五千二百円」に改める。</p> <p>第二十四条第二項の表中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百」を「百分の百五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の六十七・五」を「百分の七十」に、「百分の百」を「百分の百五」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に改める。</p> <p>附則</p> <p>第二条 この条例による改正後の学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第二十四条第二項及び第三項並びに第二十四条の二第二項の規定を除く。）は令和六年四月一日から、改正後の条例第二十四条第二項及び第三項並びに第二十四条の二第二項並びに附則第五条及び第六条の規定は同年十二月一日から適用する。</p>